

定例監査の結果

1 監査の期間

令和2年8月31日から令和2年10月9日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部 保育課・白ばら園・平坂幼稚園・保育園8園（西野町・寺津・巨海・一色・一色西部・横須賀・吉田・東幡豆）

(2) 対象期間

令和2年4月1日から令和2年7月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

なお、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 保育課

ア 契約事務において、以下のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結のために徴収した見積書の仕様が業者間で異なっていた。

【契約規則第24条の3】

(イ) 工事請負契約の締結伺いにおいて、設計書及び工事施行伺が作成されていなかった。

【工事施行に関する事務取扱要領第5条、第6条】

(ウ) 物品の納品があった際に、納品書の提出を受けていないものがあった。

【物品等供給契約約款第12条】

イ 自家用電気工作物月次点検において、低圧屋内配線で感電及び火災の恐れがある箇所を指摘されているにもかかわらず、未対応であった。危険箇所の早期の対応と処置を図られたい。

【電気設備技術基準の解釈】

ウ 文書取扱事務において、代決処理方法に誤りがあった。決裁規定に則った適正な事務を遂行されたい。 **【決裁規程第4条、第5条】**

(2) 白ばら園
なし

(3) 幼稚園、保育園

公印の使用において、公印使用簿が作成されていなかった。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。 **【公印規則第8条第3項】**